

資料 2-1

令和7年度東郷町国民健康保険の主な保健事業について

被保険者が病気に対し、発病や重症化予防に自ら取り組み、健康で生活を送ることができるよう支援し、併せて医療費の適正化を目指します。

【保健衛生普及費事業】

- 1 医療費通知書を送付することで、健康に対する認識を深めさせ、健康管理や適正な医療受診を推進します。
- 2 ジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付し、患者負担の軽減及び保険給付費の効果的な削減に繋がります。
- 3 重複受診・重複服薬者への指導
レセプトからの重複受診者等の情報を基に、被保険者の状況に応じた保健指導を実施し、健康保持と保険給付費の効果的な削減に繋がります。

【疾病予防事業】

- 1 糖尿病性腎症重症化予防
 - (1) 受診勧奨：健診結果により糖尿病が疑われる人で、継続受診のない人に対し、受診勧奨を行います。
 - (2) 保健指導：人工透析に移行となりやすい糖尿病性腎症病期2～4の人に対し、6か月間の継続的な保健指導を実施します。
 - (3) フォローアップ：(2)の保健指導を実施した翌年に、適切な生活行動の継続を再度促します。

【特定健康診査等事業】

- 1 生活習慣病の早期発見と予防を図るため、特定健康診査を実施します。
受診しやすい環境を整えるため、健診負担金は無料とし、働く世代向けにいこまい館にて集団健診を土日に開催します。
受診率向上のため、令和6年度新規国保加入者に対して電話で受診勧奨を行うと共に、これまでの健診受診履歴や医療機関の受診のデータを分析し、個人の行動特性に応じた内容の勧奨ハガキを送付します。
- 2 特定健康診査の結果に応じ、生活習慣病の重症化予防等を目的に、保健師や管理栄養士の面接による特定保健指導を行います。64歳以下を対象に保健指導対象者の生活様式に合わせて遠隔で行えるICT保健指導を実施します。
いこまい館トレーニングジムと共同で、生活習慣病重症化予防を目的とした個別又は集団による運動支援を実施します。
- 3 栄養相談
特定健康診査の結果から、栄養指導の必要な人を医師から紹介を受け、無料の栄養指導を行います。